

答 申 書

(答申第95号)

平成28年9月14日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が、一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成27年11月18日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

過去の核燃料税の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録（保存しているものすべて）。会議録を作成していない場合は、協議内容の手がかりとなるメモ書きや電磁的記録（＝電子メール）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成27年12月28日付け税第607号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
対象公文書1	核燃料税更新に関する説明会結果 （平成18年2月13日）	一部公開	「主な質疑」の8行目から12行目まで	条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当 県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当 県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
対象公文書2	核燃料税更新に関する説明会結果 （2/21）（平成18年2月21日）	一部公開	「主な質疑」の1行目から4行目まで、8行目および9行目	条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当 県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時に

				<p>における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
対象公文書3	核燃料税更新に関する説明会 (3/28)（平成18年3月28日）	一部公開	「主な質疑」の7行目から14行目まで	<p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当</p> <p>県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
対象公文書4	核燃料税更新にかかる協議（平成18年4月4日）	一部公開	電力会社の出席者の役職および氏名ならびに表題、日時、場所および出席者以外の内容	<p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当</p> <p>県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
対象公文書5	核燃料税更新に関する電力会社来庁 (平成18年4月17日)	一部公開	電力会社の出席者の役職および氏名ならびに表題、日時、場所および出席者以外の内容	<p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当</p> <p>県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれお</p>

				<p>よび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
対象公文書6	核燃料税更新に関する電力会社来庁（平成18年5月8日）	一部公開	電力会社の出席者の役職および氏名ならびに表題、日時、場所および出席者以外の内容	<p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当</p> <p>県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
対象公文書7	事業者説明結果（平成18年5月26日）	一部公開	事業者の出席者の役職および氏名ならびに「総務部長説明」の1行目から10行目まで	<p>条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当</p> <p>県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第7条第7号（事務執行情報）に該当</p> <p>県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年1月13日、対象公文書1から対象公文書7までの全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年2月25日付け税第78号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、対象公文書1から対象公文書7までの全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書および意見書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

対象公文書1から対象公文書7までは、平成18年の核燃料税更新（課税期間5年間）に係る説明会の議事録であり、公にすることで県民が混乱したり、意思決定の中立性が損なわれたりすることはあり得ない。

福井県による過去の課税行為が適正・公正だったかを検証するには、議事内容の全部公開が不可欠であることは言うまでもない。

それでも福井県が全部公開できないと主張するのなら、具体的にどの部分を公開すれば、どのような混乱や支障が起こり得るのかを詳細に説明すべきである。そうでなければ「福井県にとって不都合な内容が書いてあるので伏せた」と思わざるを得ない。

過去の判断や出来事が出発点になり、将来の方向性を決める行為は、行政でも企業でも個人でも、日常的に行われているものである。類推を招くことが、それほど政策判断に影響を与えるものなのだろうか。

(2) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

対象公文書1から対象公文書7までは、平成18年の核燃料税更新（課税期間5年間）に係る説明会の議事録であり、公にすることで、今後の事務に支障が出る可能性など皆無といえる。

福井県による過去の課税行為が適正・公正だったかを検証するには、議事内容の全部公開が不可欠であることは言うまでもない。

それでも福井県が全部公開できないと主張するのなら、具体的にどの部分を公開すれば、どのような混乱や支障が起こり得るのか詳細に説明すべきである。そうでなければ「福井県にとって不都合な内容が書いてあるので伏せた」と思わざるを得ない。

(3) 核燃料税の更新に関する説明会の議事録について

異議申立人が過去に開示請求した核燃料税関連の別の公文書（税第451号）によると、平成23年に核燃料税を更新した際は、電力3事業者に対する計3回の説明会のいずれも、議事録が作成されていなかった。これに対し平成18年の更新時につい

ては、計2回の説明会に加え、電力事業者が来庁した際の議事録がすべて作成されていた。平成23年の更新に関して、申立人がすでに提出した異議申立書で「意図的に議事録を作成しなかった」と指摘したが、この指摘が裏付けられた。

このことから、福井県が情報公開に消極的なのは明らかであり、その主張を信用することはできない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

意思決定後の審議、検討等情報の取扱いに関しては、「当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定または次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。」（「詳解 情報公開法」総務省行政管理局編）と解されている。

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年毎の核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならない。

核燃料税は、全国最多の原子力発電所が立地する福井県が全国に先駆けて創設した法定外普通税であり、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等に活用されてきた。これまでも5年毎に見直しを行い、先駆的に研究し、新たに税制度を作り上げてきた。

すでに総務大臣の同意を得て施行されている核燃料税条例の更新に関する県と事業者間の協議に関する記録の内容であっても、公にすることにより、今後の核燃料税更新時においても、同時期に同様の方法により、課税客体、課税標準、税率等について検討される可能性があるのではないかと、または現に検討を行っているのではないかとといった誤解、憶測、さらには、今後の核燃料税更新時においても、事業者からの質問に応じ、条例案に事業者の意向を反映させる方針であるかのような印象を県民、利害関係者等に与え、制度構築に当たり、法定の手続である議会における意見聴取より前に事業者との間で実質的な交渉を行っているのではないかなどの誤解、憶測を県民、利害関係者等に与えるおそれがある。

また、制度構築に当たり検討された事項は、その全てが公布された核燃料税条例に反映されているわけではなく、意思形成過程における未成熟な情報が含まれていることから、それらの事項について公にすることにより、今後の核燃料税更新時において、反映

されなかった検討事項について再び検討されるのではないか、または検討の可能性が排除されているのではないかなどの誤解、憶測が生じるおそれがある。

このことにより、今後の核燃料税更新時において県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがある。また、その結果として、県に対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがあり、今後の制度構築に係る県内部の意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への更新協議後の同意等において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、非公開部分を公にした場合、県と事業者は、有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、結果として、制度構築において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

非公開部分を公にした場合、事業者が今後の核燃料税の更新においても、事業者からの質問に応じ、条例案に事業者の意向を反映させる方針であるかのような印象を県民に与え、その結果、制度構築に当たり、法定の手段である議会における意見聴取より前に県との間で実質的な交渉を行っているのではないかとの誤解、憶測から、事業者に対しても様々な主張、行動、干渉等が向けられ、ひいては、事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

また、非公開部分を公にした場合、今後の核燃料税更新時において、県と事業者は有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、事務執行に支障が生じるおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、事業者が必要不可欠な情報の提供を躊躇し、事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

核燃料税の更新の際には、事業者に対して原発立地に伴う直接的、間接的に必要な情報提供等を求めており、事業者の協力は必要不可欠なものである。仮に事業者からの情報がなければ、制度として成り立ち得ないものを県側で一方的に作ったところで、事業者の理解は得られない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、対象公文書1から対象公文書7までに記載された非公開部分が条例第7条第6号および条例第7条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開とする内容の一部公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、対象公文書1から対象公文書7までについて全部公開を主張していることから、以下、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

また、「審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。」（「詳解 情報公開法」総務省行政管理局編）と解されている。

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年毎の核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税の制度構築に当たり検討された事項については、公布された条例に反映されていない事項など、意思形成過程における未成熟な情報が含まれていることから、すでに総務大臣の同意を得て施行されている核燃料税条例の更新に関する県と事業者の発言を記録する内容であっても、公にすることにより、今後の核燃料税更新時においても、同様の方法により課税客体、課税標準、税率等が検討されるのではないかと、あるいは検討の可能性が排除されているのではないかなどの誤解、憶測が生じ、結果として、県に対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがあるとの実施機関の説明は、不合理なものとは認められない。

これらを勘案すると、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分を公にした場合、制度構築に係る県内部の意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への更新協議後の同意等において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする実施機関の説明は理解できる。

したがって、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分を公にした場合、県と事業者は、今後の核燃料税更新時において、率直な発言を躊躇せざるを得ず、事務執行に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、非公開部分を公にした場合、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、ひいては、事業者と県との信頼関係を損なうおそれがあるとする実施機関の説明も、不合理なものとは認められない。

これらを勘案すると、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり事業者に対して必要不可欠な情報提供等を求めた場合に、事業者が情報の提供を躊躇し、事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は理解できる。

したがって、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、条例第7条第6号および条例第7条第7号の非公開情報に該当し、一部公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 2月25日	・ 諮問書の受理
平成28年 3月 1日	・ 審議（第1回）
平成28年 4月26日	・ 審議（第2回）
平成28年 5月23日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成28年 6月28日	・ 審議（第4回）
平成28年 7月26日	・ 審議（第5回）
平成28年 8月29日	・ 審議（第6回）
平成28年 9月14日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	